平成２９年（再イ）第２３号
佐賀市本庄町大字袋194番地
再生債務者　松本　　稔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（再イ）第４５号
茨城県東茨城郡城里町大字塩子1802番地
再生債務者　佐藤　勇一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日　　水戸地方裁判所

平成２９年（再イ）第６１号
栃木県鹿沼市久野1080番地11
再生債務者　木村　英俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月８日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成３０年（再イ）第３１号
埼玉県幸手市大字幸手5363番地１レオパレス幸手ＥａｓｔⅠ　101号
再生債務者　半谷　隆伸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月８日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第２３号
横浜市金沢区富岡東３丁目21番28号　レドナクセラテラス201
再生債務者　三好　晋矢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第３０号
横浜市泉区緑園４丁目３番地１　サンステージ緑園都市東の街９番館202号
再生債務者　藤本　敬二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第１０号
川崎市多摩区枡形３丁目５－10菱和パレス向ヶ丘遊園416（住民票上の住所　埼玉県深谷市新井1140番地２）
再生債務者　福島　　円
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月８日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（再イ）第９４号
静岡市葵区春日３丁目６番８号
再生債務者　田中　文明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第８７号
大阪市鶴見区今津南１丁目６番19―202号
再生債務者　文元成允こと　文　　成允
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再イ）第１２３号
大阪市城東区今福東３丁目13番８号
再生債務者　中川景一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再イ）第１３５号
大阪市城東区東中浜２－13－24緑橋ＮＥＸＴ－１　４Ａ号室（住民票上の住所　大阪市東成区中本５丁目22番18号）
再生債務者　谷口　友一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再イ）第１３９号
大阪府寝屋川市音羽町９番21号
再生債務者　山田　京子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再イ）第１４７号
大阪府吹田市江坂町３丁目４番52―903号
再生債務者　宮村　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再イ）第１４号
大阪市西淀川区姫島１丁目23番21号プレアール姫島604号室、（開始決定時の住所）堺市堺区出島海岸通３丁３番２号
再生債務者　髙橋　勇気
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成３０年（再イ）第１７号
大阪府河内長野市大矢船南町30番２号
再生債務者　髙鳥　尚彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成３０年（再イ）第１４号
大阪府泉南郡熊取町野田３丁目2288番地の９
再生債務者　濵中　美和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２９年（再イ）第１８号
愛媛県松山市畑寺２丁目14番12号
再生債務者　平本　　匡
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月８日　　松山地方裁判所民事部